

光葉同窓会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、昭和女子大学光葉同窓会と称する。

第2条 (本部)

本会は、本部を東京都世田谷区太子堂1丁目7番57号に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 (目的)

本会は、母校昭和女子大学の建学の精神に基づき、会員の親和・向上・連絡を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条に定める目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) ホームページの作成及び・更新、光葉同窓会報並びに、メールマガジンの発行
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 支部会活動に対する支援
- (4) 生涯学習や親睦に関する活動
- (5) ワーキングネットワーク活動の支援
- (6) 昭和女子大学に対する支援
- (7) 在学生の修学に対する支援
- (8) その他、本会の目的を達成するために適当と認められる活動

第3章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 昭和女子大学大学院、大学（日本女子高等学院、日本女子専門学校を含む）、短期大学部を卒業した者
- (2) 前号に定めるところに在籍した者で、本部役員会で推薦し会長が認めた者

第6条 (会費)

会員は、本会の定めるところに従い会費を納入する。ただし、納入する会費の金額及び納入方法は会計規程に定める。

- 2 本会員は終身会費として在学中にこれを予納する。

第4章 役員等

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以上 3 名以内
- (3) 常任委員 10 名以上 1 2 名以内
- (4) 監 事 2 名
- (5) 支部長 各支部 1 名
- (6) 同窓会委員 15 名以上 30 名以内
- (7) ワーキングネットワーク委員 15 名以上 30 名以内

2 会長、副会長、常任委員を本部役員とする。

第 8 条 (役員を選出)

役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長候補者は、推薦者である顧問、会長、副会長、常任委員、同窓会委員、ワーキングネットワーク委員又は支部長が会員の中から候補者を推薦し、推薦者の投票をもとに本部役員会において決議する。ただし、会長候補者は 2 名以上の推薦を必要とする。

(2) 副会長は、会長が会員の中から選任する。

(3) 常任委員は、顧問、会長、副会長、常任委員、同窓会委員、ワーキングネットワーク委員又は、支部長が会員の中から本部役員会に推薦し、本部役員会で討議し、会長が選任する。ただし、常任委員は、その構成員に学内在職者を含むものとする。

(4) 監事は、本部役員が会員の中から本部役員会に推薦し、会長が選任する。

(5) 同窓会委員は、本部役員及び同窓会委員が会員の中から推薦し、本部役員会において決議し、会長が任命する。

(6) ワーキングネットワーク委員は、本部役員及びワーキングネットワーク委員が会員の中から推薦し、本部役員会において決議し、会長が任命する。

(7) 会長、副会長、常任委員の選出に関する事務は、光葉同窓会選挙管理委員会が行う。

(8) 光葉同窓会選挙管理委員会規程は、別に定める。

2 会長及び学年幹事を除く役員は、就任及び辞任に際しそれぞれ承諾書及び、辞任届を会長に提出する。

第 9 条 (役員の職務)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常任委員は、会務を分担し執行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 支部長は支部を代表し、支部の会務を統括する。

6 同窓会委員は、同窓会委員会の会務を評議し運営する。

7 ワーキングネットワーク委員は、ワーキングネットワーク委員会の会務を評議し運営する。

第10条（役員任期）

役員任期は、1期を3年間（4月1日から3年後の3月31日まで）とし、重任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、本部役員任期は、連続3期（連続9年間）までとする。ただし、本部役員に欠員が生じた場合、後任任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、支部長任期は、各支部の会則で定めるところによる。

第11条（顧問）

本会の顧問は、昭和女子大学学長及び光葉同窓会前会長とする。また、本部役員会の決議を経たうえで、特別顧問を置くことができる。

2 顧問及び特別顧問は、本会の活動に関し、本会の要請があった場合に、その活動に対する助言を行う。

第12条（支部及び支部長）

本会は国内外に支部を設ける。各支部は、支部長を選出し、会長に届ける。在住会員の連絡と親和・向上を図る。

2 本会は、支部に、活動支援金を支給する。

3 支部会規程は、当該支部において別に定めるものとする。

4 支部は、同窓会活動に協力する。

第13条（事務局）

本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局員を若干名置く。

3 事務局員は本部役員会が決定する。

4 事務局規程は、本部役員会の議決を経て、別に定める。

第5章 会議

第14条（会議）

本会は、総会、本部役員会、同窓会委員会、ワーキングネットワーク委員会、支部長会及び幹事会を置く。

第15条（総会）

総会は、本会の全会員で構成し、次の事項について承認する。

- (1) 活動計画・報告に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 会費に関する事項

- (4) 本部役員に関する事項
- (5) 会則の改定に関する事項
- (6) その他、本会に関する重要事項

2 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

第16条 (本部役員会)

本部役員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成し、次の事項について 審議決定する。

- (1) 活動計画・報告に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 会費に関する事項
- (4) 本部役員に関する事項
- (5) 会則の改定に関する事項
- (6) 事務局員に関する事項
- (7) 支部会に関する事項
- (8) その他、会長が必要と認めた事項

2 顧問は本部役員会に出席することができ、第11条第2項に規定する助言を行うことができる。

第17条 (同窓会委員会)

同窓会委員会は、同窓会委員をもって構成し、次の事項について評議し支援する。

- (1) 本部役員会、同窓会委員会において必要と認められた事項
- (2) 総会、支部長会及び幹事会の支援、秋桜祭への参加

第18条 (ワーキングネットワーク委員会)

ワーキングネットワーク委員会は、ワーキングネットワーク委員をもって構成し、次の事項について評議し支援する。

- (1) 本部役員会、ワーキングネットワーク委員会において必要と認められた事項
- (2) 総会、支部長会及び幹事会の支援、秋桜祭への参加

第19条 (支部長会)

支部長会は、全国及び海外支部長をもって構成し、本会及び支部の活動について評議する。

2 支部長会は、毎年1回、会長がこれを招集する。

第20条 (幹事会)

幹事会は、本会の会員から選出された学年幹事をもって構成し、本会の活動について協力する。

2 学年幹事は、卒業年度の2月末までに、各学科、各クラス又は各ゼミから、1名以上選出し、会長が委嘱する。

- 3 学年幹事は、当該年度の同級生と本会との連絡業務を行う。
- 4 幹事会は、毎年1回、会長がこれを招集する。

第6章 会計

第21条 (会計)

本会の経費は、会費及び寄付金その他による。

- 2 会計規程は別に定める。

第22条 (予算・決算)

本会の予算・決算は、毎年度本部役員会で決議の上、総会にて承認を得る。

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会員情報の管理

第24条 (会員情報の管理)

本会の会員に関する個人情報の管理については別に定める。

第8章 会則の改定

第25条 (会則の改定)

会則の改定は、本部役員会で決議の上、総会にて承認を得る。

付 則

この会則は、昭和48年5月31日に制定し、施行する。

この会則は、平成5年4月17日に改定し、施行する。

この会則は、平成15年4月19日に改定し、施行する。

この会則は、平成18年5月21日に改定し、施行する。

この会則は、平成20年5月18日に改定し、施行する。

この会則は、平成22年5月16日に改定し、施行する。

この会則は、平成23年11月12日に改定し、施行する。

この会則は、平成26年5月18日に改定し、施行する。

この会則は、令和3年5月16日に改定し、施行する。

この会則は、令和5年5月21日に改定し、施行する。

この会則は、令和8年5月17日に改定し、施行する。